

3 概要

平成28年5月に三田市民病院を受診した患者について、同年6月にその症状の原因を検索すべくMRI検査を行った。その検査画像に異常なしと診断し、外来による治療を続けていたが、症状が改善されなかったため、平成29年3月に前年6月施行の上記MRI検査の画像を再度確認したところ腫瘍の見落としがあったことが判明した。患者は他院に転院し治療を続けていたが、その後状態が悪化し、平成30年9月に死亡した。

患者の予後に直接的に影響を与えたかどうかは不明であるが、MRI検査での腫瘍の見落としがあったことは明らかであり過失は免れないことから、これに係る賠償を行おうとするものである。